

改正

平成 6 年 3 月 25 日 告示第 28 号

平成 18 年 3 月 31 日 告示第 119 号

平成 28 年 3 月 29 日 告示第 11 号

令和 5 年 12 月 1 日 告示第 155 号

森町住家災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、住民の安全な生活環境を確保するため、豪雨、洪水、地すべり、地震等の災害により、住家に土砂等が流入し、又は流出したため、建物が被害を受けた場合又は被害を受けるおそれがある場合において、土地崩壊復旧工事又は土砂・竹木等流入堆積物除去工事を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和 42 年森町規則第 3 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住家」とは、現に居住のために使用している建物をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、豪雨、洪水、地すべり、地震等の災害により、住家に土砂等が流入し、又は流出したため、建物が被害を受けた場合又は被害を受けるおそれがある場合における土地崩壊復旧工事又は土砂・竹木等流入堆積物除去工事であって工事費の額が 10 万円以上である工事に要する経費とする。

(補助額)

第 4 条 補助額は、前条に掲げる経費の 2 分の 1 以内とし、20 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、森町住家災害復旧事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 条 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(請求の手続)

第7条 補助金の請求をしようとする者は、補助金交付確定通知書受領後速やかに請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成6年告示第28号）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 旧様式による用紙は、当分の間用いることができる。

附 則（平成18年3月31日告示第119号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第11号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月1日告示第155号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

森町住家災害復旧事業費補助金交付

森町長 氏 名 様

田
中

年度において森町住家災害復旧事業を実施した

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

実 績 報 告 書

森町長 氏 名 様

田
付

年 月 日付け 第 号により補助金交付の
復旧事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

重 要 費	
-----------------	--

様式第3号(第7条関係)
様式第3号(第7条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補
住家災害復旧事業の補助金として、上記のとおり請求しま

森町長 氏 名 様